

令和 6 年 11 月 12 日

都道府県警備業協会 各位

一般社団法人 全国警備業協会

## 重大労災事事故事例 (No. 22)

(被災区分)

|    |
|----|
| 死亡 |
|----|

(被災者の属する企業)

|        |      |
|--------|------|
| 所在都道府県 | 従業員数 |
| 沖縄県    | 88名  |

(被災者)

| 性別 | 年齢 | 経験年数  | 警備業関係取得資格 |
|----|----|-------|-----------|
| 男  | 53 | 3年4ヶ月 | なし        |

(被災状況)

|                     |   |
|---------------------|---|
| 事故発生日時・天候           | 令和 6 年 10 月 18 日 (金) 午前 11 時 32 分頃 天候 晴   |
| 事故発生場所<br>(国・県道等の別) | 沖縄県北谷町内 町道  |
| 当事者                 | ①被災警備員 ②ミキサー車 (40代男性運転)   |
| 事故の概要               | <p>①は、同僚警備員1名とともに、町道 (資格者配置路線ではない) において、アパート建築工事に伴う交通誘導警備業務に従事していた。</p> <p>建築現場前の道路で、②がポンプ車に生コンの注入作業をしていたため、①が②の前方で一般車両の誘導をしていたところ、作業を終了した②が、前方でかがみこんでいる①の存在に気付かず車両を発進させ①を輪禍したもの (①がかがみこんでいた理由は不明)。</p> <p>①は、その後、意識不明の状態で見送られたが、全身打撲により死亡が確認された。</p> |
| 現場略図                |   |

|              |   |
|--------------|---|
| <p>教訓事項</p>  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 工事車両等の誘導を行う場合には、停車中であっても車両の前後で死角になるような体勢を取らない。</li> <li>2 危険予知を高め、常に緊張感を持って交通誘導業務に従事する。</li> <li>3 自分自身の身を守れる場所を選定して交通誘導業務を行う。</li> </ol>  |
| <p>今後の対策</p> | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本事故及び教訓事項を関係者に周知するとともに、同様の事故が発生しないよう、徹底した再発防止教育を行う。</li> <li>2 管理者等が指導監督等で現場に行った際に、適正な位置や体勢で誘導を行っているか、教育した内容が実践されているか等を実地で確認する。</li> </ol> |
| <p>備考</p>    |   |